

赤穂市監査委員公表第1号



監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月17日

赤穂市監査委員	寺田 榮治
同	西川 浩司

令和3年度財政援助団体等監査報告

1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 出資団体 公益財団法人赤穂市文化とみどり財団
指定管理者 公の施設 赤穂市文化会館、赤穂市立民俗資料館、
赤穂市立歴史博物館、赤穂市立美術工芸館、
赤穂市立海洋科学館
所 管 教育委員会 生涯学習課
公の施設 赤穂市都市公園
所 管 建設部 公園街路課
- (3) 監査の期間 令和3年11月29日から令和4年2月16日まで
- (4) 監査の範囲 令和元年度、令和2年度の出資及び施設の管理運営に関する事務及び出納
その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 出資団体
- (ア) 団体
- ① 定款並びに経理規程等諸規則は整備されているか。
 - ② 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
 - ④ 経営成績及び財政状況は良好か。
 - ⑤ 会計経理及び財政管理は適切か。
- (イ) 所管課
- ① 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
 - ② 団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切な指導監督を行っているか。
- イ 指定管理者
- (ア) 団体
- ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
 - i 施設管理業務の実施状況
 - ii 施設の利用状況
 - iii 事故防止、安全確保への配慮
 - ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
 - ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

- ④ 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
 - i 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
 - ii 証拠書類の整備、保存は適正か。

(イ) 所管課

- ① 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- ② 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年監査委員規程第1号）に基づき、出資団体に対して、事業運営、出納その他の事務処理、並びに財産管理等について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、設立目的に沿った事業運営が行われているかに重点をおいて監査を実施した。あわせて、その事業の一つとして、公の施設の指定管理業務に対しても監査をおこなった。また、所管部局に対しては出資団体及び公の施設の指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

2 監査対象の概要

(1) 出資団体（指定管理者）の概要

ア 名称等

名 称	公益財団法人 赤穂市文化とみどり財団
代 表 者	理事長 豆田 正明
住 所	赤穂市加里屋864番地赤穂市文化会館内
基本財産	103,300,000円（令和3年3月31日時点）
赤穂市からの 出 資 金	151,500,000円 （ただし、一部は退職給与引当金積立金となり、さらにその一部が支給済である。）

イ 令和2年度の主な事業内容

- (ア) 歴史的文化遺産の調査・研究、資料等の収集に関する事業
- (イ) 赤穂義士の調査・研究、資料等の収集に関する事業
- (ウ) 芸術・文化活動の振興と奨励に関する事業
- (エ) 芸術・文化の提供（文化会館事業）に関する事業
- (オ) 文化振興の普及啓発に関する事業
- (カ) 文化図書等の発行事業
- (キ) 科学館の指導普及事業
- (ク) 文化施設の管理運営事業
- (ケ) 緑化の推進に関する事業
- (コ) 施設の管理運営に関する事業

(2) 公の施設の指定管理の内容

施設名	赤穂市文化会館	
所在地	赤穂市加里屋864番地	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指定管理料	77,637,748円(令和元年度) 100,014,001円(令和2年度)	
指定管理に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 108,434,113円	107,206,341円
	支出 108,434,113円	107,206,341円
	収支 0円	0円
自主事業に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 42,746,816円	10,620,871円
	支出 42,746,816円	10,620,871円
	収支 0円	0円
利用実績	年間利用者数(延べ人数)	
	令和元年度	95,173人
	令和2年度	23,381人

施設名	赤穂市立民俗資料館	
所在地	赤穂市加里屋805番地2	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指定管理料	9,211,053円(令和元年度) 9,285,313円(令和2年度)	
指定管理に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 9,528,793円	9,482,733円
	支出 9,528,793円	9,482,733円
	収支 0円	0円
利用実績	年間利用者数(延べ人数)	
	令和元年度	7,988人
	令和2年度	3,431人

施設名	赤穂市立歴史博物館	
所在地	赤穂市上仮屋916番地1	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指定管理料	19,735,676円(令和元年度) 22,349,757円(令和2年度)	
指定管理に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 24,795,311円	24,469,469円
	支出 24,795,311円	24,469,469円
	収支 0円	0円
自主事業に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 1,038,311円	1,524,165円
	支出 1,038,311円	1,524,165円
	収支 0円	0円
利用実績	年間利用者数(延べ人数)	
	令和元年度	28,747人
	令和2年度	12,317人

施設名	赤穂市立美術工芸館	
所在地	赤穂市御崎314番地10	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指定管理料	12,769,707円(令和元年度) 13,628,734円(令和2年度)	
指定管理に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 13,187,657円	13,863,474円
	支出 13,187,657円	13,863,474円
	収支 0円	0円
自主事業に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 328,020円	391,080円
	支出 328,020円	391,080円
	収支 0円	0円
利用実績	年間利用者数(延べ人数)	
	令和元年度	2,733人
	令和2年度	1,509人

施設名	赤穂市立海洋科学館	
所在地	赤穂市御崎1891番地4	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指定管理料	15,010,343円(令和元年度) 17,154,208円(令和2年度)	
指定管理に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 19,452,098円	19,535,868円
	支出 19,452,098円	19,535,868円
	0円	0円
自主事業に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 810,562円	462,643円
	支出 810,562円	462,643円
	0円	0円
利用実績	年間利用者数(延べ人数)	
	令和元年度	31,032人
	令和2年度	16,782人

施設名	赤穂市都市公園(新町公園外街区公園等47か所)	
所在地	赤穂市加里屋新町105番地外	
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指定管理料	76,757,749円(令和元年度) 77,410,035円(令和2年度)	
指定管理に係る収支状況	令和元年度	令和2年度
	収入 76,757,749円	77,410,035円
	支出 76,757,749円	77,410,035円
	0円	0円
利用実績	千種川河川敷運動施設年間利用者数(延べ人数)	
	令和元年度	22,505人
	令和2年度	21,450人

(3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理上、市長が必要とする業務

(4) 経営状況と財政状況

ア 経営状況

比較収支計算書

(単位：円，%)

科 目	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産等運用収入	791,186	791,184	2	0.0
事業収入	4,419,893	18,889,832	△ 14,469,939	△ 76.6
施設管理収入	293,993,839	268,205,211	25,788,628	9.6
補助金収入	56,408,026	71,365,860	△ 14,957,834	△ 21.0
施設利用料収入	11,719,550	41,033,445	△ 29,313,895	△ 71.4
寄付金収入	0	0	0	-
雑収入	705,739	736,608	△ 30,869	△ 4.2
事業活動収入合計	368,038,233	401,022,140	△ 32,983,907	△ 8.2
2. 事業活動支出				
事業費支出	25,304,387	57,316,416	△ 32,012,029	△ 55.9
施設管理受託事業費支出	319,984,311	322,945,656	△ 2,961,345	△ 0.9
管理費支出	22,748,709	20,759,244	1,989,465	9.6
事業活動支出合計	368,037,407	401,021,316	△ 32,983,909	△ 8.2
事業活動収支差額	826	824	2	0.2
II 投資活動収支の部				
3. 投資活動収入				
基本財産収入	0	0	0	-
特定預金取崩収入	0	0	0	-
特定資産取崩収入	0	0	0	-
投資活動収入合計	0	0	0	-
4. 投資活動支出				
基本財産支出	0	0	0	-
特定預金支出	826	824	2	0.2
投資活動支出合計	826	824	2	0.2
投資活動収支差額	△ 826	△ 824	△ 2	0.2
当期収支差額	0	0	0	0

イ 財政状況

比較貸借対照表

(単位：円，%)

科 目	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	82,202,300	67,949,284	14,253,016	21.0
未収金	29,965	1,289,193	△ 1,259,228	△ 97.7
前払金	1,475,160	280,237	1,194,923	426.4
たな卸資産	1,651,332	1,491,905	159,427	10.7
流動資産合計	85,358,757	71,010,619	14,348,138	20.2
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	99,694,000	99,694,000	0	0.0
定期預金	3,606,000	3,606,000	0	0.0
基本財産合計	103,300,000	103,300,000	0	0.0
(2) 特定資産				
運営資金積立金	818,425	818,425	0	0.0
退職給与引当金積立金	8,246,902	8,246,076	826	0.0
特定資産合計	9,065,327	9,064,501	826	0.0
固定資産合計	112,365,327	112,364,501	826	0.0
資産の部合計	197,724,084	183,375,120	14,348,964	7.8
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	79,015,796	61,743,620	17,272,176	28.0
前受金	15,500	3,375,611	△ 3,360,111	△ 99.5
預り金	4,676,129	4,399,483	276,646	6.3
流動負債合計	83,707,425	69,518,714	14,188,711	20.4
2 固定負債				
退職給与引当金	8,246,902	8,246,076	826	0.0
固定負債合計	8,246,902	8,246,076	826	0.0
負債の部合計	91,954,327	77,764,790	14,189,537	18.2
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
赤穂市拠出金	101,500,000	101,500,000	0	0.0
寄付金	800,000	800,000	0	0.0
指定正味財産合計	102,300,000	102,300,000	0	0.0
2 一般正味財産				
一般正味財産	3,469,757	3,310,330	159,427	4.8
一般正味財産合計	3,469,757	3,310,330	159,427	4.8
正味財産の部合計	105,769,757	105,610,330	159,427	0.2
負債及び正味財産合計	197,724,084	183,375,120	14,348,964	7.8

3 監査の結果

出資団体かつ公の施設の指定管理者である公益財団法人赤穂市文化とみどり財団の出納その他の事務並びに所管部局である生涯学習課及び公園街路課の指導監督状況等について監査した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。また、公の施設の指定管理業務についても、関係条例や基本協定等に基づき、おおむね適正に施設の管理運営を行なっているものと認められたが、意見として以下の通り記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

(1) 指定管理施設における入館者数向上のための取組について（意見）

各館においては設置目的を達成するべく、目的意識を持った管理運営を行い、来館者増につながるような魅力的で有益な施設の事業実施に努められたい。

(2) 入館料の減免に係る手続きについて（意見）

減額免除額の計算欄における記載方法が統一されていないものや、根拠となる減免条項が記載されていないものが見受けられた。客観的に見て適正な取扱いがなされていることが分かるよう、各館条例施行規則に基づいた減免手続きを行うよう留意されたい。

(3) 契約の透明性、公平性の確保について（意見）

入札、契約の手続き過程で疑義の生じることのないよう、適切な運用を図られたい。また、随意契約による入札は、信頼性を損なわないよう業者選定のルールをより一層明確化するなど内部統制機能を高められたい。